

# 鹿児島県豚熱緊急防疫対策会議

開催日時：令和8年4月10日（金）  
午後4時～

開催場所：県庁6階 大会議室

## 会 次 第

### 1. 開会

### 2. 獣医務技監あいさつ

### 3. 内容

- (1) 宮崎県の豚飼養農場における豚熱の発生について
- (2) 国内の豚熱発生状況及び野生イノシシの豚熱検査状況について
- (3) 侵入防止対策について
- (4) その他

### 4. 閉会



# 鹿児島県豚熱緊急防疫対策会議

令和8年4月10日  
農政部家畜防疫対策課

## (1) 宮崎県の豚飼養農場における 豚熱の発生について

# 宮崎県の豚飼養農場における豚熱の発生について

## [農場概要]

所在地: 宮崎県都城市

飼養状況: 約5,500頭(うち子豚 約3,000頭)

## [確認の経過]

- (1) 4月8日 午後4時10分、異常家畜の通報を受け立入検査を実施。
- (2) 4月8日 午後6時30分、当該農場にて臨床検査を実施したところ、下痢などの症状を確認。
- (3) 4月9日 午前7時、PCR検査により豚熱陽性を確認したため、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門に検体送付を決定。
- (4) 4月10日 午前11時、農林水産省による患畜の決定、速やかに防疫措置を開始

# 宮崎県の豚飼養農場における豚熱の発生について

宮崎県都城市の豚飼養農場  
飼養頭数 約5,500頭



### ◆周辺地域における本県の豚飼養農場

	豚農場		計	
	農場数	頭数	農場数	頭数
0-3km	0	0	0	0
3-10km	2	15,222	2	15,222
計	2	15,222	2	15,222

## 宮崎県の豚飼養農場における豚熱の発生について

### [宮崎県の対応]

- (1) 緊急的な措置として、①②の対応を実施
  - ① 当該農場の飼養豚、豚糞の持ち出しの禁止
  - ② 周辺農場の飼養状況の確認
- (2) 生産者に対する飼養衛生管理(防護柵の点検・消毒強化等)の徹底・早期通報の指導強化
- (3) ホームページ、県防災メール等を活用した情報発信の強化
- (4) 発生農場の防疫措置を開始(午前11時開始)
- (5) 消毒ポイントを設置(1km地点:防疫措置完了まで)

### [周辺3km・10km圏内の農場]

3・10km圏内の農場は下記のとおりだが、ワクチン接種区域のため制限区域の設定は不要

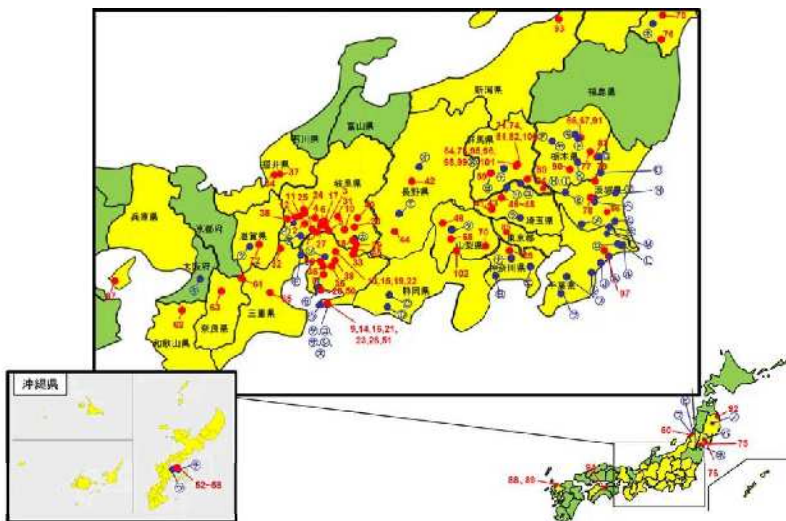
区域	農場数	飼養頭数
～3km	7戸	28,425頭
3～10km	36戸	81,361頭
合計	43戸	109,786頭

## 本県の対応について

- (1) 県豚熱対策本部会議の開催(4月9日)
- (2) 宮崎県の発生農場から半径10kmに位置する2農場について、異状がないことを確認済み
- (3) 県内全ての養豚場や猟友会、関係機関・団体に対して、メールマガジンやFAXにて発生情報を周知
- (4) 電話にて県内全ての養豚場において、飼養豚の異状の有無を確認するとともに、防護柵の再点検など飼養衛生管理基準の遵守徹底を指導
- (5) 県境2市1町(曾於市、霧島市、湧水町)の養豚場(72農場)に、緊急消毒の命令及び県から消毒薬の緊急配布を予定
- (6) 登山・キャンプ・サイクリング等のアウトドアレジャーを楽しむ皆様への豚熱拡大防止の対策への協力を依頼

## (2) 国内の豚熱発生状況及び 野生イノシシの豚熱検査状況について

### 豚熱の発生状況

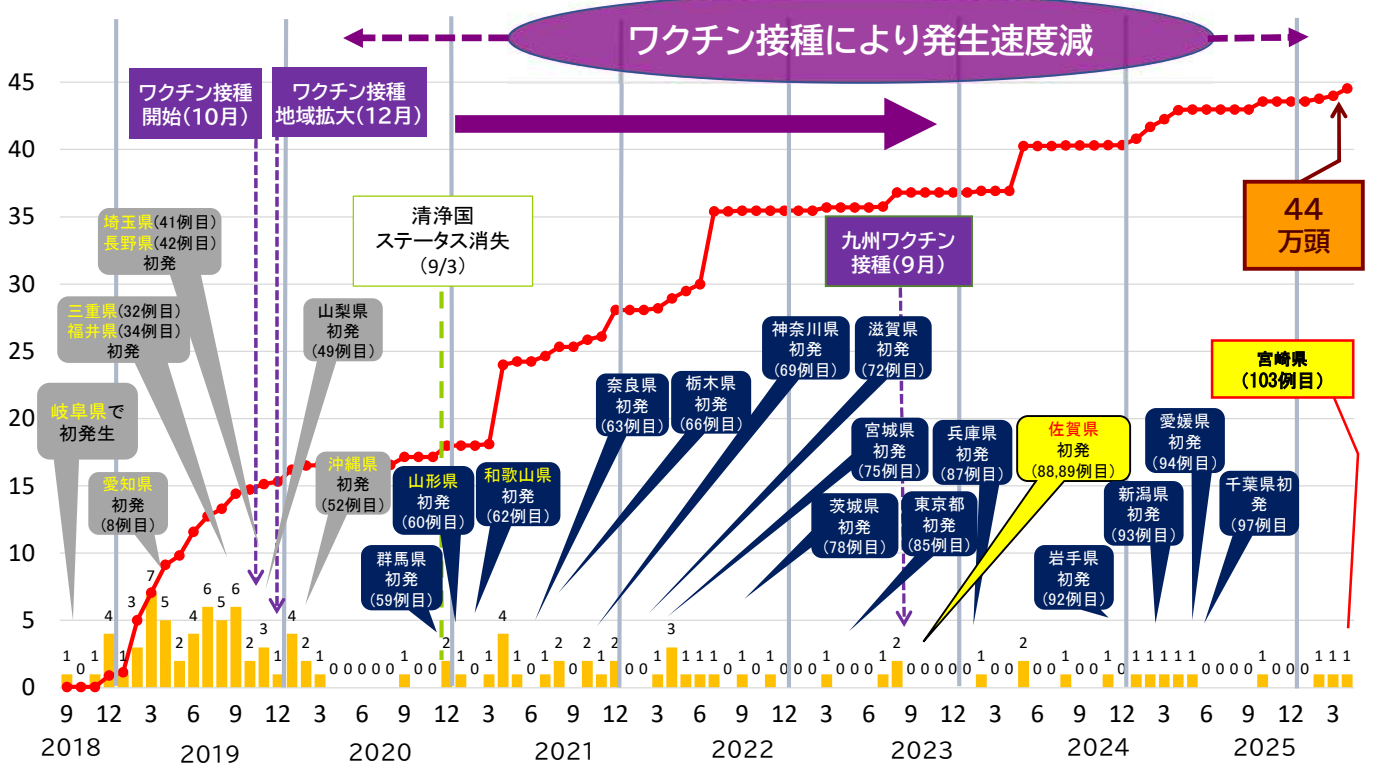


発生事例		R8.4.10 時点	
・岐阜県	22例	・神奈川県	1例
・愛知県	18例	・滋賀県	1例
・三重県	3例	・宮城県	2例
・福井県	2例	・茨城県	3例
・長野県	2例	・東京都	1例
・埼玉県	5例	・兵庫県	1例
・山梨県	3例	・佐賀県	2例
・沖縄県	7例	・岩手県	1例
・群馬県	15例	・新潟県	1例
・山形県	1例	・愛媛県	1例
・和歌山県	1例	・千葉県	1例
・奈良県	1例	・静岡県	1例
・栃木県	6例	・宮崎県	1例
<b>計103事例 (26都県)</b>			
防疫措置対象：182農場，6と畜場			
殺処分頭数：約44.5万頭			

野生いのししの豚熱陽性事例				R8.3.26時点			
・青森県	10頭	・埼玉県	190頭	・和歌山県	166頭	・高知県	61頭
・岩手県	258頭	・東京都	29頭	・静岡県	639頭	・鳥取県	99頭
・宮城県	336頭	・神奈川県	128頭	・愛知県	207頭	・島根県	165頭
・秋田県	25頭	・新潟県	110頭	・三重県	1,459頭	・岡山県	74頭
・山形県	228頭	・富山県	192頭	・滋賀県	412頭	・広島県	61頭
・福島県	186頭	・石川県	131頭	・京都府	133頭	・山口県	97頭
・茨城県	472頭	・福井県	254頭	・大阪府	29頭	・徳島県	55頭
・栃木県	213頭	・山梨県	99頭	・兵庫県	214頭	・香川県	57頭
・群馬県	452頭	・長野県	359頭	・奈良県	66頭	・愛媛県	36頭
				<b>9,781頭(43都府県)</b>			

# 豚熱発生経過

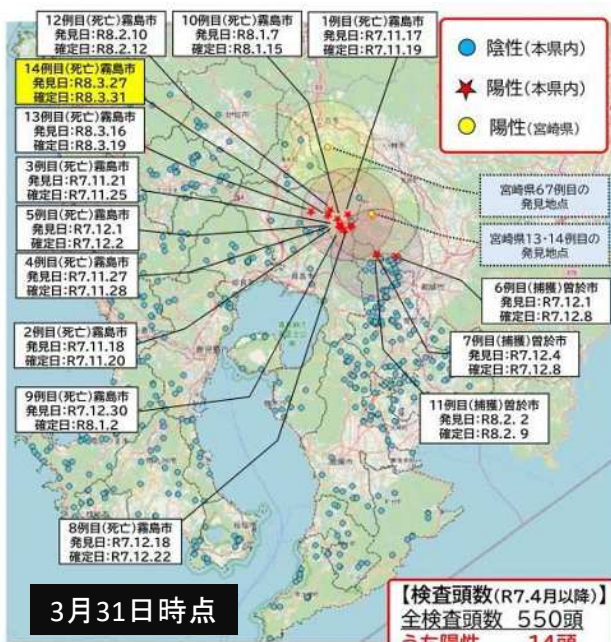
- 2018年9月の岐阜県での発生以降、**26都県**で計**103事例**発生。これまでに約**44万頭**を殺処分。
- 2019年9月にワクチン接種を決定、10月に防疫指針を改訂、ワクチン接種開始。
- 2020年9月3日にWOAH(国際獣疫事務局)が認定する豚熱の清浄国ステータスを消失。
- 群馬県、山形県、三重県、和歌山県、奈良県、栃木県、山梨県、神奈川県、滋賀県、茨城県、兵庫県、岩手県、新潟県、愛媛県、千葉県、静岡県といったワクチン接種県においても発生。



## 県内及び九州の野生イノシシにおける豚熱確認状況

- 平成30年9月に岐阜県において26年ぶりに発生して以降、国内において北海道を除く46都府県の野生イノシシ174,466頭について豚熱の検査が実施されており、このうち、**43都府県**の**9,781頭**で豚熱が検出されている(令和8年3月25日現在)。
- 本県では、令和7年11月以降、野生イノシシ**14頭**で陽性が確認されている。

### 令和7年4月以降の本県における確認状況



## (3) 侵入防止対策について

### ① 飼養衛生管理基準の内容（抜粋）

#### I 家畜防疫に関する 基本的事項

- ・衛生管理区域の設定  
⇒病原体の侵入とまん延の防止を重点的に実施
- ・飼養衛生管理マニュアルの作成  
⇒関係者全員の取組水準を確保
- ・獣医師等の健康管理指導  
⇒適切・効果的・効率的な取組
- ・埋却地等の準備

#### II 衛生管理区域への 病原体の侵入防止

- ・衛生管理区域専用の衣服、靴  
⇒伝播経路の遮断、交差防止
- ・区域立入時の手指・車両の消毒  
⇒病原体の低減
- ・野生動物の侵入防止  
⇒野生動物による区域内への病原体持込み防止

#### III 衛生管理区域内に おける汚染拡大防止

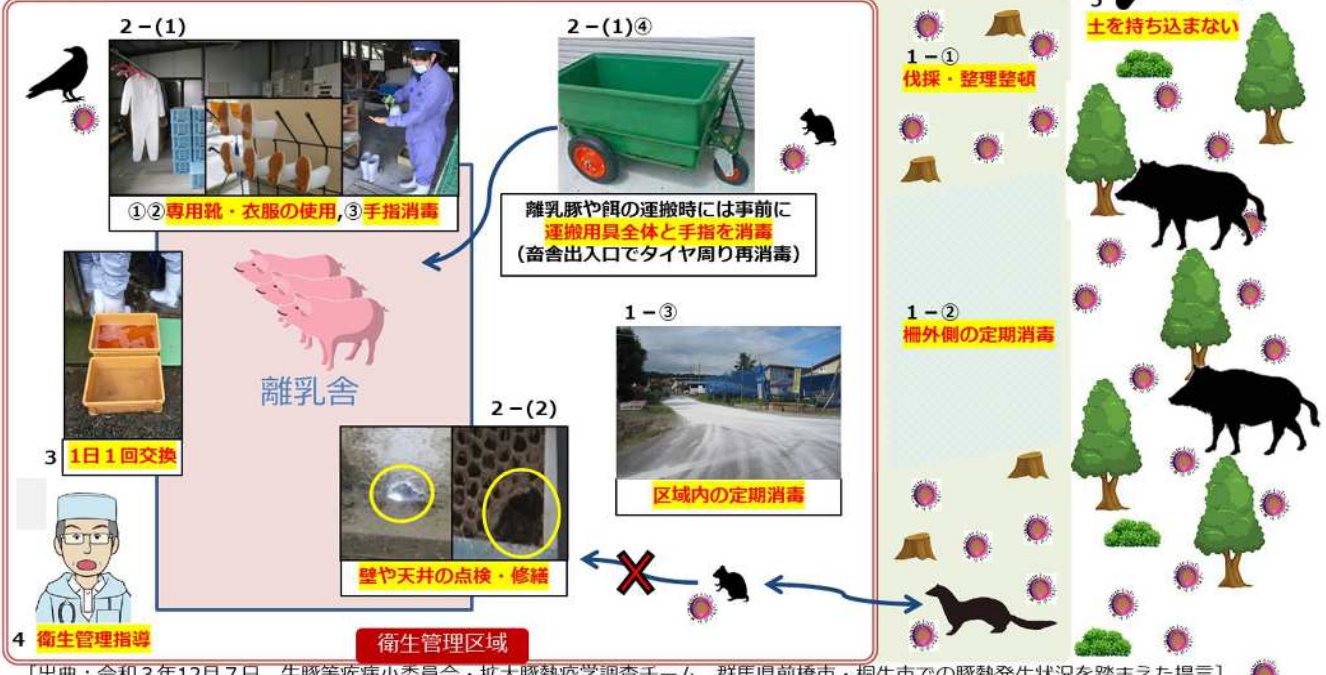
- ・畜舎立入時の手指消毒、長靴の履き替え、着替え  
⇒病原体の持込み防止
- ・施設、器具、機材の洗浄・消毒  
⇒器具等による病原体の持込み防止・低減
- ・区域内の整理整頓、ねずみ駆除  
⇒野生動物による畜舎内への病原体持込み防止

#### IV 衛生管理区域外への 病原体の拡散防止

- ・区域外出時の手指・車両の消毒  
⇒伝播経路の遮断、交差防止
- ・家畜の健康観察(出荷、移動等)  
⇒病原体の拡散防止
- ・特定症状発見時の早期通報  
⇒病原体の増殖防止

# ①飼養衛生管理基準（農場における発生予防対策のポイント）

- |                |  |
|----------------|--|
| 1. 農場周囲の消毒等    | ① 農場周囲の餌場となりやすい場所や雑木林などのししが隠れる場所の伐採・整理整頓<br>② 柵外側の定期的な消毒等により農場にいのしし・ウイルスを近づけない<br>③ 農場内へのウイルス侵入を想定した衛生管理区域内の定期的な消毒 |
| 2. 離乳舎における衛生管理 | (1) 畜舎内用の①長靴の履き替え②衣服の更衣、③畜舎立入り時の手指消毒、④畜舎に持ち込む資材の消毒<br>(2) 畜舎ネズミ等の侵入防止のため、壁や天井の点検及び修繕                               |
| 3. 消毒液濃度及び交換頻度 | 有機物の存在を前提にした適切な濃度の消毒薬、踏込消毒槽は1日1回は交換  |
| 4. 知事認定獣医師の教育  | ワクチン接種のみならず衛生管理の指導を担えるよう家畜保健衛生所との連携体制を構築   |
| 5. 山林等に入った際の注意 | 山林からウイルスを持ち帰らないため靴・衣服の土を山で落とし、帰宅後直ちに洗浄   |



〔出典：令和3年12月7日 牛豚等疾病小委員会・拡大豚熱疫学調査チーム 群馬県前橋市・桐生市での豚熱発生状況を踏まえた提言〕

## 疫学調査時の写真一例(発生農場)

1. 衛生管理区域への野生動物の侵入防止(基準23)
2. 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用(基準26)
3. 畜舎外での病原体による汚染防止(基準28)
4. 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置(基準29)
5. ねずみ及び害虫の駆除(基準31)

## 項目23 野生動物の侵入防止

ワイヤーメッシュ柵が草に覆われている。



障害物により柵が設置しない箇所があるため隙間あり。



他県での発生事例

## 項目26 畜舎ごとの専用の衣服と靴

豚舎入口。消毒槽、豚舎専用長靴なし



発生豚舎外観：靴底消毒は実施していたが、長靴及び作業着の交換の実施なし。



## 項目28 畜舎外での病原体による汚染防止

飼養衛生管理区域間の公道。畜舎からの豚移動時に未消毒で歩行。



豚舎間の通路。移動時に未消毒で歩行。



## 項目29 野生動物の侵入防止のネット設置

離乳豚の飼育箱。天井、壁、ネット等は未設置



ユニットタイプの飼育箱。天井はあるが周囲に壁面、ネット等は未設置



## 項目31 ねずみ及び害虫の駆除(畜舎屋根・壁の修繕)

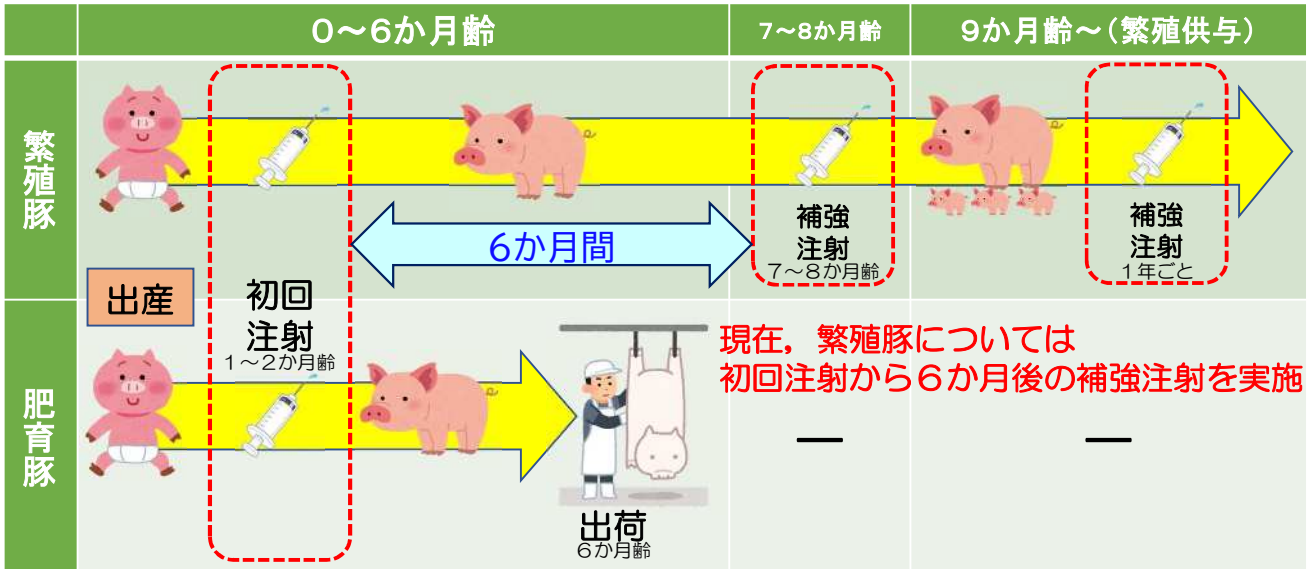
豚舎壁面の破損



他県での発生事例

## ② 予防的ワクチンの接種

- 豚熱ワクチンは用法用量及びその参考事項に従い使用
  - 1) 子豚: 母豚からの移行抗体を考慮し、**1～2か月齢時に初回の注射**を行う
  - 2) 繁殖候補豚: 初回注射から6か月後に補強注射を行う
  - 3) 繁殖豚: 補強注射後1年ごとに注射する
- 肥育豚(肉用豚)は約6か月齢で出荷 ⇒ 基本的に**1回接種**
- 繁殖豚(母豚)の平均供与期間は3年 ⇒ 供与期間によるが**2回以上接種**  
 同一個体への接種は原則、最大4回(推奨)



## ② 豚熱ワクチン接種農場における飼養衛生管理の重要性

- ワクチン接種をしても、①全ての豚が免疫を獲得できるわけではないこと、②全ての子豚に適切な時期にワクチン接種をすることは困難であることから、**ワクチン接種農場においても免疫を獲得していない豚が存在**。また、**免疫を獲得していても、必ずしも感染を防ぐものではない**。
- ワクチン接種農場においても、未だに豚熱発生が継続していることから、豚熱ウイルスの農場侵入防止のための**飼養衛生管理の徹底**及び豚に異状がみられた場合の**早期通報**が必要不可欠。
- ワクチン接種時期は、**十分な免疫付与率が得られることや感染リスクが高いとされる離乳後の時期までに接種を終えること**等を考慮し、接種時期を検討することが望ましい。

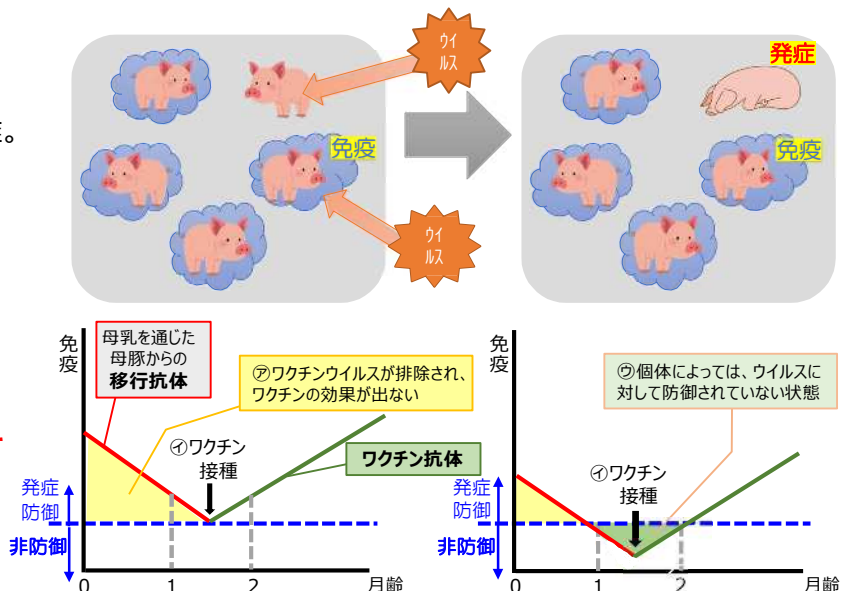
### 【子豚】

- 全ての子豚に適切な時期にワクチン接種をすることは困難。

### 【免疫付与率は80%目標】

- ワクチン接種をしても全ての豚が免疫を獲得できるわけではない。

**各農場にウイルスを入れさせないための飼養衛生管理の徹底が何よりも重要！！**



# 野生イノシシへの経口ワクチンの散布体制

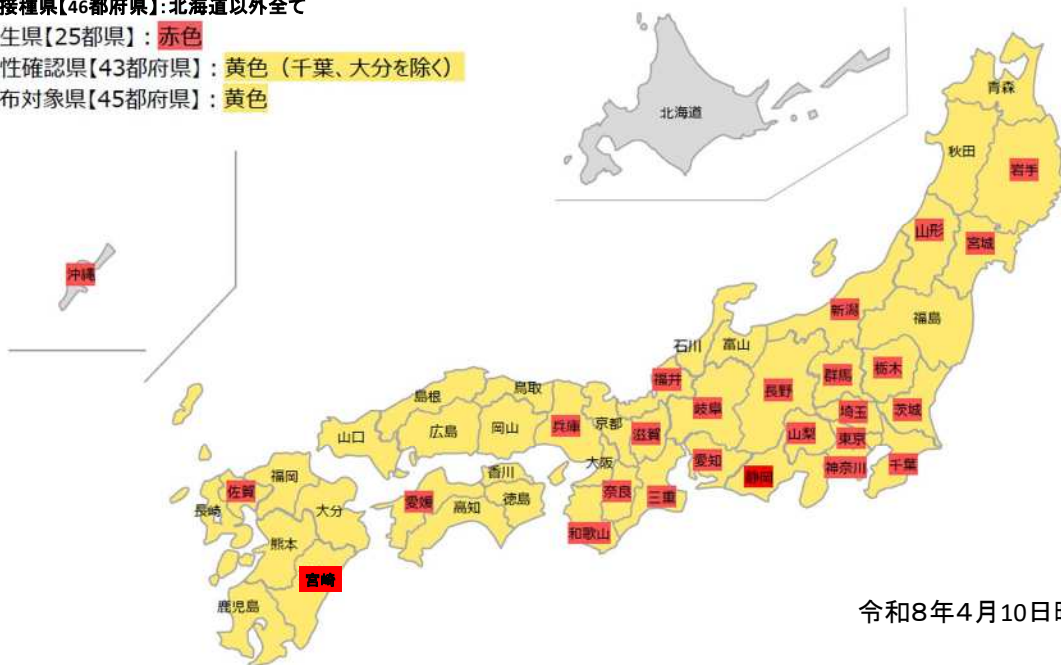
- 平成31年3月、岐阜県及び愛知県において、経口ワクチン散布を開始。
- 九州地域では、令和6年6月の佐賀県、令和7年2月の長崎県、4月の宮崎県、8月の福岡県における野生イノシシでの豚熱感染確認を受け、経口ワクチンの散布を開始。
- 隣接県での感染状況を踏まえて、**令和7年9月**、大分県及び**鹿児島県**、12月熊本県において経口ワクチン散布を開始。
- これまでに、北海道、千葉県、大分県及び沖縄県を除く**43都府県**において野生イノシシでの豚熱陽性事例が確認されている。

飼養豚ワクチン接種県【46都府県】：北海道以外全て

飼養豚豚熱発生県【25都府県】：**赤色**

野生イノシシ陽性確認県【43都府県】：**黄色**（千葉、大分を除く）

経口ワクチン散布対象県【45都府県】：**黄色**



令和8年4月10日時点

## ③関係機関の協力



山林に立ち入る皆さまへ  
豚熱ウイルスの拡散防止にご協力をお願いします。

養豚関係者だけでなく、登山客、観光客、猟友会等の様々な人の協力が必要

- 1 山林に立ち入った際には、靴の泥は山で落としましょう
- 2 イノシシを誘引しないように、飲食物は持ち帰って捨てましょう
- 3 家畜がいる施設に近寄らないようにしましょう
- 4 いのししの死体を見つけたら、管轄の自治体へ連絡しましょう

野生いのししの間で豚熱という病気が広がっています。人間に感染することはありませんが、豚に感染して養豚業に大きな被害を与えます。ウイルスを山林から持ち帰らないよう、ご協力をお願いします。

- 1 ウイルスは土にも含まれます。靴の泥は山で落としましょう。
- 2 いのししを誘引しないよう飲食物は捨てずに持ち帰りましょう。
- 3 家畜がいる施設に近寄らないようにしましょう。
- 4 いのししの死体を見つけたら管轄の自治体に連絡して下さい。

中央畜産会 <https://www.maff.go.jp/syouan/douei/csf/consumer.html>

### ③関係機関の協力

#### Attention international travelers!

해외 여행객 주목!  
致所有入境日本の旅客!  
海外からの旅行者の皆様へ!

#### Help prevent the entry of viruses that infect animals!

동물을 감염시키는 바이러스 침입 방지!  
為防止感染動物的病毒入侵!  
動物に感染するウイルスが侵入することを防止するために!

- It is prohibited to bring food containing meat into Japan, or to leave food containing meat outdoors!**  
禁止攜帶含有肉類之食品入境日本！禁止亂拋垃圾！  
일본으로의 육류 반입은 금지되어 있습니다. 합부로 버리는 것 또한 금지입니다!  
日本への肉類食品の持ち込みは、禁止されます。ポイ捨て禁止です!
- Ensure your shoes are free of soil before going out!**  
出門前請確保鞋子沒有污垢！  
신발에 묻은 흙은 반드시 털고 난 후에 외출해 주십시오.  
鞋の土は落としてから外出しましょう。
- Avoid proximity to livestock facilities!**  
避免靠近畜牧設施  
가축이 있는 시설에는 접근하지 않도록 하십시오.  
家畜がいる施設には近づかないようにしましょう。  
No approaching!
- Steer clear of wild animals, traps and fenced areas!**  
避免接近野生動物以及設有陷阱和柵欄的區域  
야생 동물 및 덫, 울타리가 있는 곳에는 접근하지 않도록 하십시오.  
野生動物や罠・柵がある場所には近づかないようにしましょう。  
No approaching!
- Follow instructions at disinfection points!**  
請遵循消毒站的指示  
소독 장소에서는 지시에 따라 주십시오.  
消毒場所では指示に従いましょう。

鹿児島県農政部家畜防疫対策課 Tel 099-286-3224  
(Kagoshima Prefecture Livestock Division)

外国人観光客向けに日本語だけでなく、多言語でのリーフレットを作成しています

- 1 日本への肉製品持込禁止  
ポイ捨て禁止
- 2 靴の土を落としてから外出しましょう
- 3 家畜がいる施設に近寄らないようにしましょう
- 4 野生動物や罠・柵がある場所に近寄らない
- 5 消毒が必要な場所では指示に従いましょう

### ③関係機関の協力

#### 狩猟される皆様へ

～豚熱・アフリカ豚熱対策のお願い～

- 平成30年9月以降、山口県など36都府県で野生イノシシで豚熱陽性が確認されています。本年6月には佐賀県の野生イノシシで豚熱陽性が確認され、県内への豚熱ウイルスの侵入リスクが一段と高まっています。
- 野生イノシシで豚熱が確認された場合、発生地域のイノシシ肉の利用が制限される可能性があるなど、狩猟にも大きな影響があります。
- 近隣諸国ではアフリカ豚熱の発生が継続して確認されています。
- 県内の野生イノシシにおける豚熱の清浄性を維持するために、皆さんの一人一人の洗淨・消毒が重要です！！

#### ウイルスがいる場所

- 豚熱感染イノシシが確認された地域は特に要注意です。
- 感染したイノシシは糞便中などにウイルスを排出し、環境中（土壌、植物など）を汚染します。
- 環境中にウイルスがいる山に入ると、靴、車両のタイヤ、猟具等に付着して豚熱等ウイルスを拡散させるおそれがあります。

#### 感染を広げないために必要な行動

##### いつ、何をすればいいの？

- 狩猟した後、大きく移動する際に「洗淨」・「消毒」。(具体的には、別の山へ移動するとき、山を降りるとき、移動途中でコンビニなどに立ち寄るときなど)
- 自家消費用の解体時には、使い捨てゴム手袋、衛生的な衣(レインコート、防護服等)を使用。  
※レインコート等は使い捨て又は洗淨・消毒
- 解体後の内臓等は、放置せず二重に袋につみ持ち帰り、衛生的に確実に廃棄。
- やむを得ない場合は消毒等適切に行い、公衆衛生の確保に十分配慮したうえで適切に埋置。
- 自家消費の目的であっても、肉等を豚熱等陽性確認地域から持ち出さない。  
※「豚熱等陽性確認地域におけるヒトへの感染リスク」に就いてヒトに利用する場合は詳しく。
- 自宅に帰ってから、特に念入りに「洗淨」・「消毒」。次の猟場にウイルスを持ち込まない。

#### 消毒を行う場所・もの

洗淨する場所

- 埋却場所
- 捕獲器内
- 猟具・器具
- 靴・手箱
- 車両荷台
- ハンカチ、タオル、手拭、布

#### 洗淨・消毒の方法

- 靴の裏、タイヤ周り、器具(ナイフなど)  
→ フラシなどを使いながら逆性けん液などで土や血液などの汚れを落とす。
- 消毒は、洗淨後をお願いします。  
→ 逆性石鹸やアルコール、消石灰の乳液(粉でも可)をスプレーやジョウロ、噴霧器でかけてください。

お問い合わせ先  
豚熱防疫 県農政部 家畜防疫対策課 TEL:099-286-3224  
自然保護課 野生生物課  
狩猟関係 県環境林務部 自然保護課 野生生物課 TEL:099-286-2616  
鹿児島県

イノシシの検査に協力いただいている狩猟者の方向けにもリーフレットを作成

感染を広げないために

- 1 狩猟後は、洗淨・消毒を
- 2 イノシシの解体時には使い捨てのゴム手袋や洗淨・消毒ができるものを着用しましょう
- 3 解体後の内臓は持ち帰り、衛生的に廃棄しましょう

洗淨・消毒は

- ・靴の裏、タイヤ回り、器具など
- ・洗淨の後に消毒しましょう

# 農林水産省からの通知について

8 消安第 223 号  
令和 8 年 4 月 10 日

鹿児島県農政部長 森

農林水産省消費・安全局  
動物衛生課長

## 宮崎県における豚熱の確認に伴う飼養衛生管理の徹底について

今般、宮崎県内の豚飼養農場において、同県で初めてとなる飼養豚での豚熱発生が確認されました。豚熱については、野生イノシシがその発生リスクに大きく関与すると考えられますが、今般の発生は野生イノシシの感染が近隣で確認されている地域での発生になります。

鹿児島においては、既に野生イノシシでの豚熱感染が確認されており、これまでに感染イノシシが確認された地域はもちろん、春になって野生イノシシの活動が活発になっていることから、その周辺地域においても、農場における豚熱の感染拡大リスクがかつてないほど高まっている状況にあります。

つきましては、これらのことを踏まえ、県内の豚又はイノシシ（以下「豚等」という。）の飼養農場に対し、下記について、直接訪問や電話連絡、地域の協議会の活用等により速やかに周知するとともに、飼養衛生管理の指導を徹底し、今後の発生予防対策に努めていただくようお願いいたします。

### 記

- 豚等の所有者及び飼養衛生管理者は、農場における飼養衛生管理を再点検し、特に以下の点について、従業員や農場を訪問する事業者等も含めて徹底すること。
  - 野生動物の侵入防止対策の実施状況の速やかな点検及び不備があった場合の改善。特に、防護柵の破損箇所の修繕及び防護柵周囲の除草等の可能な限りの衛生管理区域への野生イノシシ接近防止対策。
  - 家畜の飼養管理者以外の人や飼養管理に関係のない車両等の出入りの制限
  - 出入りする必要がある場合には、衣服及び長靴の交換、手指消毒、車両及び物品の消毒等の衛生管理
- ワクチン接種のみで豚熱の感染を防止することが困難であることを十分に認識し、飼養衛生管理を徹底した上で、適時・適切にワクチン接種を行うこと。
- 豚等の所有者及び飼養衛生管理者、管理獣医師等は、日頃から飼養する豚等の健康状態を的確に把握し、豚熱等の特定症状のほか、通常と異なる死亡の増加等を認めた場合には、可及的速やかに家畜保健衛生所へ連絡すること。
- 万が一の発生に備えて、防疫対応の準備状況について確認するとともに、埋却地等を確保し、その実効性を改めて点検すること。

## 1 農場での対策について

- ① 野生動物の侵入防護対策に不備があった場合に改善
- ② 家畜の飼養管理者以外の人や、関係のない車両等の出入りの制限
- ③ 農場に出入りする必要がある者は、衣服や長靴の交換、消毒、車両や物品を消毒

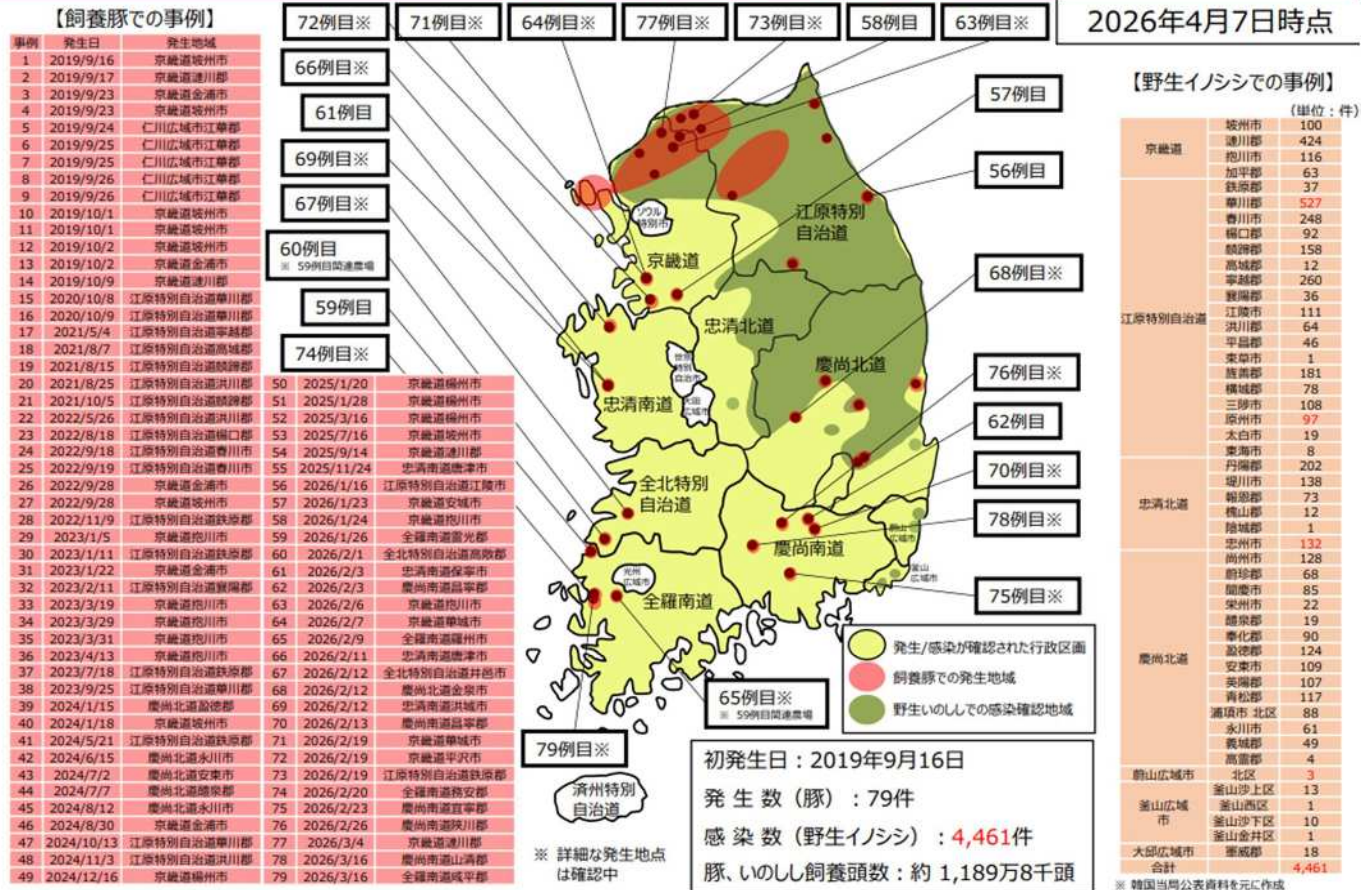
## 2 豚熱ワクチン接種のみで感染を防止することが困難と認識し、飼養衛生管理を徹底すること

## 3 日頃から飼養する豚の健康状態を把握し、豚熱を疑う症状のほか、通常と異なる死亡の増加がある場合には、速やかに通報

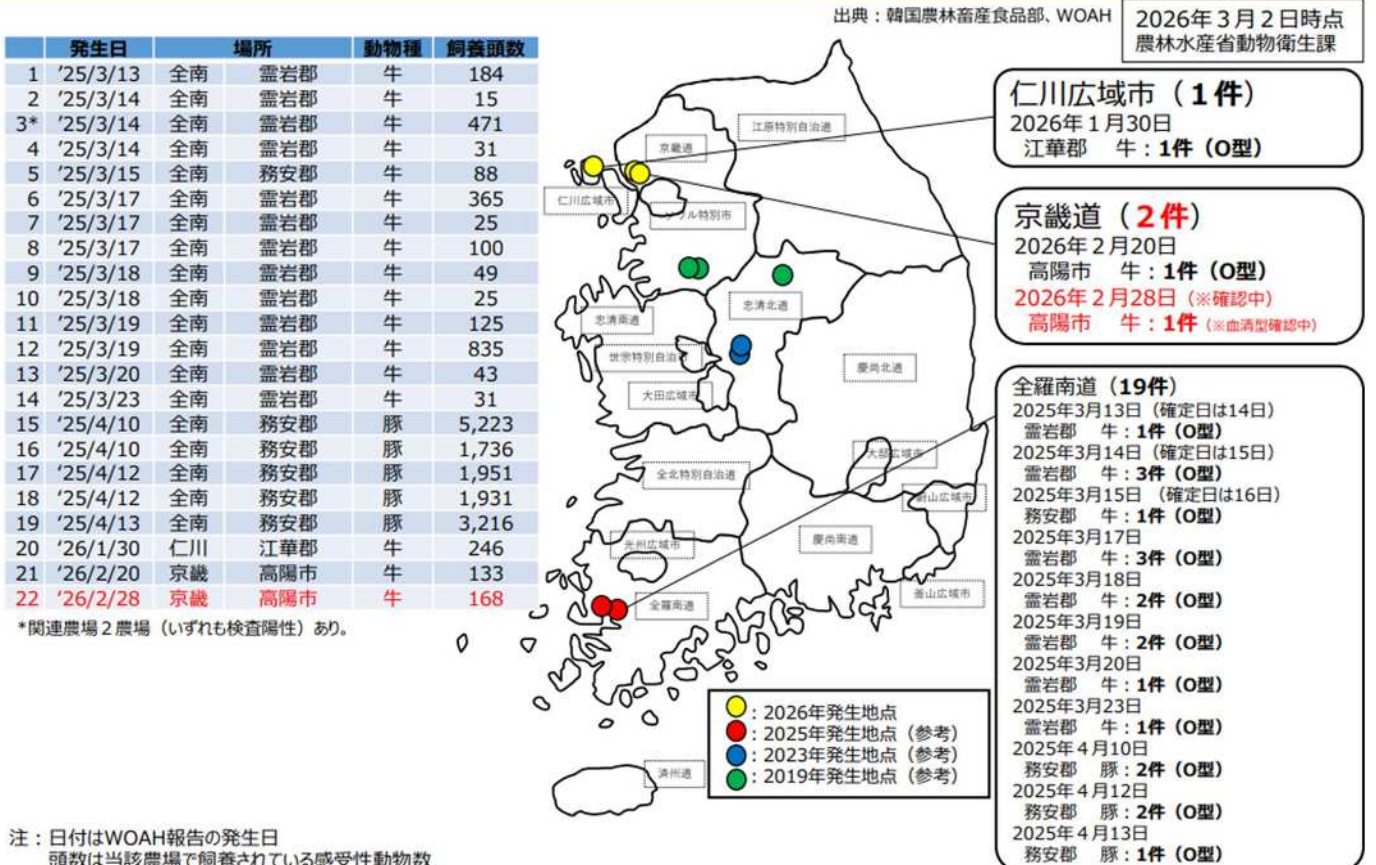
## 4 万が一の発生に備えて、埋却地等を確保

## (4) その他

# 韓国におけるアフリカ豚熱の発生状況



# 韓国における口蹄疫の発生報告状況 (2025年3月以降)



# 「かごしま畜コミ・インフォ」

(かごしまチッコミ・インフォ)

県内の家畜の生産者、畜産関係者を結び、身近なコミュニケーション手段のひとつとして、メールマガジンによる県からの情報発信を行います。定期的に畜産に関する情報発信とともに、家畜伝染病の発生情報など随時配信します。

- ・家畜衛生情報（国内外における家畜伝染病の発生情報等）
- ・毎月29日「畜産の日」「一斉消毒の日」にあわせた定期情報
- ・県内における畜産に関するイベント開催情報等

鹿児島県ホームページ(<http://www.pref.kagoshima.jp/>)から登録できます。

ホーム>産業・労働>食・農業>畜産>トピックス>畜産・家畜衛生情報メールマガジン「かごしま畜コミ・インフォ」

携帯電話をお持ちの方は、携帯電話からのご登録が便利です。

登録用サイト アドレス及びQRコード

PC スマートフォン	<a href="http://plus.sugumail.com/usr/kagoshima-magazine/home">http://plus.sugumail.com/usr/kagoshima-magazine/home</a>	
フィーチャー フォン	<a href="https://m.sugumail.com/m/kagoshima-magazine/home">https://m.sugumail.com/m/kagoshima-magazine/home</a> ※SHA-2非対応機種ではWeb画面に係る操作は、ご利用いただけません。	



※毎月29日（2月は9日）は「県内一斉消毒の日」！

鹿児島県農政部家畜防疫対策課  
TEL:099-286-3224